

現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立阿蘇青少年交流の家食堂棟空調設備改修工事

国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課		
課長	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立阿蘇青少年交流の家食堂棟空調設備改修工事

2 工事場所 熊本県阿蘇市一の宮町宮地6029-1 (国立阿蘇青少年交流の家構内)

3 完成期限 令和4年3月10日 (木曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・構外より引込む。 ○構内より分岐できる。 ・さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力等を所内より分岐する場合は、受注者の負担において計量器を設置し、料金は国立阿蘇青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カラー	1組
着工前写真	サービス判	カラー	1組
工事写真	サービス判	カラー	1組
完成写真	サービス判	カラー	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② 完成建物等概要図書

完成建物等概要図書は、文部科学省が定めた「完成建物等概要図書作成要領」により作成し、原図を提出すること。

③ その他

設計図書一式を、陽画製本 A3版 3部提出すること。

完成図面を国土交通省大臣官房官庁営繕部が定めた「建築CAD図面作成要領(案)」により作成し、電子媒体(CD-R等)にて提出すること。

下請負人一覧表及び使用機材発注先一覧表等を電子媒体(CD-R等)にて提出すること。

(5) その他

鍵は、各組(一組は同一鍵3本)毎に鍵札(アクリル製)を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱(鍵掛け付き)に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 工事請負契約基準の運用

- ① 工事請負契約基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { ○ 提出する。
・ 提出しない。

工 程 表 { ○ 提出する。
・ 提出しない。

- ② 工事請負契約基準第25第1項の規定により請負代金額の変更を請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。
- ③ 工事請負契約基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。
- ④ 工事請負契約基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。

- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
 - ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
 - イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
 - ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
 - エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
 - ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
 - イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
 - ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
 - エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法

人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

- キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。
- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 請負代金債権の債権譲渡
- この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
- 受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガ

イドライン（改訂）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成20年9月国土交通省総合政策局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

工事請負契約基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の間前払金を請求することができる。~~

(9) 瑕疵担保

① 工事請負契約基準第39第2項ただし書に規定する構造耐力上主要な部分とは、建物の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材、その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該建物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

② 工事請負契約基準第39第2項ただし書に規定する雨水の浸入を防止する部分とは、以下のものとする。

ア 建物の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具

イ 雨水を排除するため建物に設ける排水管のうち、当該建物の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

(10) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、**組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）**締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

イ ~~水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

- (1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）への登録すること。

- (2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

- (3) 建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

- (4) 工事成績評定について
この工事は、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。
- (5) ~~ワンデーレスポンスの実施について~~
~~この工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~
- ① ~~ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ② ~~受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ③ ~~受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~
- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について
- ① 工事請負契約基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
- ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
- イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
- ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- ② 工事請負契約基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 特別重点調査を受けた者との契約について
「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- (9) 引渡し後点検について
受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うも

のとする。

(10) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
- ② 目的以外の使用は禁止とすること。
- ③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

(11) 質疑応答

① 現場説明会を実施しない場合

ア 質疑がある場合には提出

書面により令和3年11月18日（木曜日）17時までに、国立青少年教育振興機構財務部施設管理課へ提出する。

イ 質疑応答の電子メール又はFAXの送付日時

令和3年11月24日（水曜日）午前12時まで

② ~~現場説明会を実施する場合~~

~~質疑の提出：書面により平成 年 月 日 時までに 大学 部（課） 係へ提出する。~~

~~回 答：平成 年 月 日 時~~

~~回 答 場 所：国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室~~

~~なお、質疑の有無にかかわらず、質疑書を提出し、回答日時には必ず出席すること。~~

~~(12) この工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。~~

~~数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開する。~~

~~この数量書に対する質問がある場合において、次により提出するものとする。~~

~~なお、上記(12)質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。~~

~~また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も合わせて提出するものとする。~~

~~① 提出日時：令和 年 月 日（ 曜日）の17時まで~~

~~持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時から17時までに行うこと。~~

~~② 提出先：国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室へ提出する。~~

~~③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）により提出するものとする。~~

~~④ 回答書：数量書に対する質問書への回答書は、電子メール又はFAXにて通知する。~~

I 工事概要

- 1. 工事場所 国立阿蘇青少年交流の家 熊本県阿蘇市一の宮町宮地6029-1
2. 完成期限 令和4年3月10日(木曜日)

Table with 2 columns: 建物名称, 食堂棟. Rows include 工種 (改修), 構造 (S造), 階数 (地上1階), 建築基準法による (延べ面積 891.49), 消防法施行令別表第一の区分, 改修面積 (805), 建物使用の有無 (有).

4. 工事種目 (●印の付いたものが対象工事種目)

Table with 2 columns: 工事種目, 食堂棟. Rows include 空気調和設備 (●), 換気設備, 排煙設備, 自動制御設備, 衛生器具設備, 給水設備, 排水設備, 給湯設備, 消火設備, ガス設備 (●), 雨水利用設備, 撤去工事 (●).

- 5. 指定部分 ●無 ○有 対象部分 (指定部分工期 年 月 日)
6. 概成工期 ●無 ○有 令和 年 月 日 (曜日) (第1編1.1.2) [第1編1.1.2]

7. 設備概要 (●印の付いたものを適用する)

Table with 2 columns: 方式及び種別, 設備概要. Rows include 空調方式 (●ガスヒートポンプエアコン), 換気方式 (○有圧換気扇), 給水方式 (○加圧給水方式), 排水方式 (○建物内分流水 (実験排水系統、高温水系統、汚水・雑排水系統)), 給湯方式 (○ヒートポンプ給湯機 (本館棟浴室) ガス給湯器), 消火設備 (○屋内消火栓設備、連結送水管設備), ガスの種類 (○プロパンガス).

II 工事仕様

- 1. 共通仕様
(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約基準、現場説明書、図面 7 枚及び本特記仕様書2枚によるほか、●印の付いたものを適用する。
●公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)(以下「標準仕様書」という。)
●公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
●公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)(以下「標準図」という。)
●文部科学省機械設備工事標準仕様書(特記基準)(平成31年版)(以下「文科仕様書」という。)
●文部科学省機械設備工事標準図(特記基準)(平成31年版)(以下「文科標準図」という。)
●公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
●公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)(以下「標準図」という。)
●文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(平成31年版)(以下「文科仕様書」という。)
●工事写真撮影要領(令和元年7月)
(2) 建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。
なお、建築工事の特記仕様書は() 図、電気設備工事の特記仕様書は() 図による。

2. 特記仕様

- (1) 本特記仕様書の表記
1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。
2) 項目に記載の(第 編 . . .) 内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。
3) 項目に記載の[第 編 . . .] 内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。
4) 項目に記載の<第 編 . . . > 内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。

Main specification table with 3 columns: 章, 項目, 特記事項. Includes sections for 適用区分, 電気保安技術者, 施工条件, 環境への配慮, 機材の品質等, 機材の検査等, 施工調査.

●技能士

- (第1編1.5.2) [第1編1.6.2]
●配管 (配管工事) ●建築板金 (ダクト製作及び取付)
●熱絶縁施工 (保温工事) ●冷凍空調機器施工

○施工の検査等

Table with 2 columns: 検査項目, 検査方法. Rows include 立会い等, 試験.

○技術検査

- (第1編1.6.2) [第1編1.7.2]

●完成時の提出図書

Table with 2 columns: 名称, 部数. Rows include 完成図 (原図、縮小原図), 完成図 (見開きA3版複製本), 完成図 (黒厚表紙金文字入り製本), 施工図 (原図), 施工図 (見開きA3版複製本), 機器完成図 (黒厚表紙金文字入り製本), 各種試験成績書 (黒厚表紙金文字入り製本), 諸手続き書類(写) (黒厚表紙金文字入り製本), 保全指導書 (黒厚表紙金文字入り製本), 工事写真帳 (電子媒体・紙媒体(ファイル綴じ)).

●安全に関する資料

- (第1編1.7.3) [第1編1.8.4]
CADデータ (●要 ○不要) ※印は一冊にまとめてよい。
本工事は、次の書類について電子納品の対象とする。
●上記完成図書一式
貸与する設計図のCADデータ著作権社名: ファイル形式:
貸与条件: 貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成の為に使用しないこと。
提出方法:

●他工事又は他工程との取り扱い

- (第2編1.2.1)
●電動機 (第2編1.2.1)
●電源周波数 ○50Hz ●60Hz

●容量等の表示

- (第2編1.3.1) [第2編1.3.1]
●総合試運転調整 (第2編1.3.1) [第2編1.3.1]
●足場その他 (第2編4.1.1) [第1編2.1.1]

○埋め戻し土・盛土

- (第2編4.2.1) [第2編7.1.1]
○建設発生土の処理方法 (第2編4.2.1) [第2編7.1.1]
○地中埋設構等 (第2編2.7.1) [第2編2.7.1]

○別契約の関係受注者が

- 別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。
○本工事で設置する。(図参照)
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
●内部足場 (○種 ○種) ○外部足場 (○種 ○種)
●搬入経路・ELV内、及び既設RC壁・床等の孔明けの際は、ビニールシート又はプラベニア等で適切な養生を行い、周囲を汚損しないよう配慮すること。又、清掃は毎日の作業終了後必ず行うこと。

○構内敷きならしとする

- (第2編4.2.1) [第2編7.1.1]
○構内敷きならしとする。 ○構外に搬出し、適切に処分する。
(1) 地中埋設構 ○要 (図示による) ○不要
(2) 埋設表示テープ ○要 (排水管を除く) ○不要

●耐震措置

- 設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて建築設備耐震設計施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。
(1) 機器の据付け及び取付け
設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数_A_及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

Table with 4 columns: 機器種別, 設計用標準水平震度 (特定施設, 一般施設), 重要機器, 一般機器. Rows include 上層階, 中間階, 地階・1階.

- ・上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
・水槽類にはオイルタンクを含む。
・重要機器は次による。
消火等の防災機能を果たす設備機器

- (2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。
(3) 吊りボルト等で吊り下げる機器は1m以上となる場合、全て振れ止めを行うこと。
(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。
●呼び径60S u以下 (●S A S 3 2 2を満足した継手 ○)
(2) 溶接部の非破壊検査 ○不要 ●要

●絶縁継手

- (第2編2.2.12) [第2編2.1.1]
配管で、機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合(鋼とステンレス、鋼と銅)は、絶縁継手を使用し絶縁を行うものとする。

●試験

- (第2編2.9.1) [第2編2.7.1]
既設配管を含む部分の試験●要 (方法及び圧力:) ○不要

●保温

- (第2編3.1.1) [第2編3.1.1]
標準仕様書第2編によるほか次による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。
○多湿箇所は下記による。
○共同構内の保温種別は下記による。

●塗装

- (第2編3.2.1) [第2編3.2.1]
次の露出配管は、塗装又は記載の仕上げとする。
●屋外: ●金属電線管 (●溶融亜鉛メッキ仕上げ[付着量300g/㎡以上] ○指定色塗装)
○配管架台 (○溶融亜鉛メッキ仕上げ)
○ベントキャップ (○指定色塗装)
○屋内: ○ (○指定色塗装 ○)

●電線の色別

- (第2編2.1.3) [第2編2.1.4]
●電線の色別 (第2編2.1.3)
●配線及び主回路の導体の色別は、次による。
○標準仕様書による。
●配線及び主回路の導体の色別は、下記による。

○別契約の関係受注者が

- 別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。
○本工事で設置する。(図参照)
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
●内部足場 (○種 ○種) ○外部足場 (○種 ○種)
●搬入経路・ELV内、及び既設RC壁・床等の孔明けの際は、ビニールシート又はプラベニア等で適切な養生を行い、周囲を汚損しないよう配慮すること。又、清掃は毎日の作業終了後必ず行うこと。

●既存躯体への穿孔

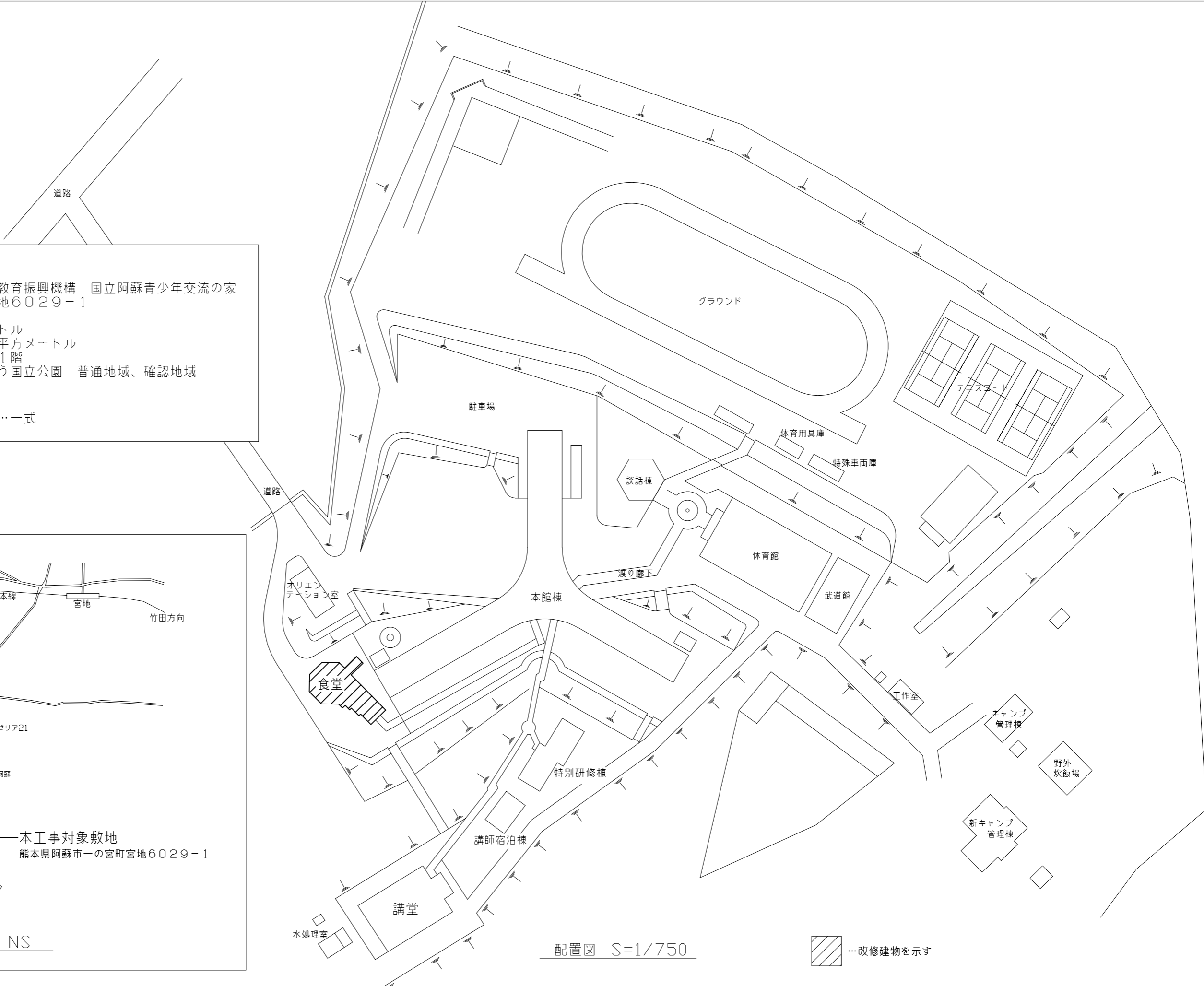
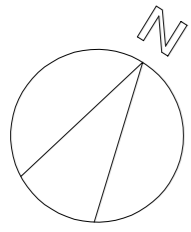
- (第2編5.2.1)
穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
●はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に下記の方法により埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
●走査式埋設物調査 ○放射線透過検査

<p>●空調設備</p> <p>●設計温湿度</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">外 気</td> <td colspan="4">屋 内</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">一般系統</td> <td colspan="2">一般系統</td> <td colspan="2">電 気 室</td> <td colspan="2">動 物 室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>温 度</td> <td>湿 度</td> <td>温 度</td> <td>湿 度</td> <td>温 度</td> <td>湿 度</td> <td>温 度</td> <td>湿 度</td> </tr> <tr> <td>夏 季</td> <td>34.3℃</td> <td>56.4%</td> <td>26.0℃</td> <td>成 行</td> <td>25.0℃</td> <td>成 行</td> <td>21.0℃±2.0℃</td> <td>40.0%以上</td> </tr> <tr> <td>冬 季</td> <td>2.0℃</td> <td>28.9%</td> <td>22.0℃</td> <td>成 行</td> <td>25.0℃</td> <td>成 行</td> <td>21.0℃±2.0℃</td> <td>40.0%以上</td> </tr> </table> <p>○銅板製煙道 (第3編1.1.3) [第3編1.1.1]</p> <p>○ダクト (第3編1.14.1 ~3) [第3編1.2.1]</p> <p>○チャンパー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]</p> <p>○ダンパー (第3編1.15.6 ~14) [第3編1.3.1]</p> <p>●配管材料 (第2編2.1.1 ~2) [第2編2.1.1] <第2編2.1.1></p> <p>●弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.1.1]</p> <p>○油面制御装置 (第2編2.3.5)</p> <p>●保温及び消音内貼 (第2編3.1.1 ~2) [第2編3.1.1] [第2編3.1.3]</p>		外 気		屋 内					一般系統		一般系統		電 気 室		動 物 室			温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度	夏 季	34.3℃	56.4%	26.0℃	成 行	25.0℃	成 行	21.0℃±2.0℃	40.0%以上	冬 季	2.0℃	28.9%	22.0℃	成 行	25.0℃	成 行	21.0℃±2.0℃	40.0%以上	<p>○排煙設備</p> <p>○ダクト (第3編1.14.1) [第3編1.2.1]</p> <p>○排煙口の形式</p> <p>○排煙口開放及び復帰方式</p> <p>○排煙風量測定</p> <p>●低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) ○スパイラルダクト (○低圧 ○) ○図示による。</p> <p>(1)内貼を施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2)空調和機に取り付けるサプライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3)外壁に面するガラリに直接取り付けられるチャンパーは雨水の滞留のないように施工する。</p> <p>(1) 防煙ダンパー 復帰方式 遠隔復帰式 (定格入力DC24V) (2) 防火ダンパー 復帰方式 手動式</p> <p>配管材料は (○ 下記による。 ● 図示による。)</p> <p>(1) 蒸気管 給気管 ○ 還管 ○</p> <p>(2) 油管 ○ (3) 冷温水管 ○ (4) 冷却水管 ○ (5) ドレン管 ○ (6) 冷媒管 ○</p> <p>○図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV5Kとする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 (往・還) には、ボール弁を取付ける。 ● 図示による。</p> <p>制御盤には (○給油ポンプ制御 ○返油ポンプ制御 ○漏えい検知警報 ○満油警報 ○減油警報 ○遠隔警報) の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。</p> <p>標準仕様書第2編3.1.4によるほか、次による。 ○蒸気遠り管の保温不要 (屋内露出は除く。) ● 蒸気ダクトの保温要 (保温の範囲は図示による。) ● 外気ダクトの保温要 (保温の範囲は図示による。) ○膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ○建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。(エア抜き管以降の配管は除く。) ○空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ● 冷媒管の保温厚さは液管10mm・ガス管20mmとし、外装は次による。 ● 機械室 (AL60化粧紙) ● 屋内露出箇所 (合成樹脂カバー) ● 屋外露出箇所 (ステンレスラッキング等)</p>	<p>○給湯設備</p> <p>○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1]</p> <p>●保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○消火設備</p> <p>○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○屋内消火栓種別 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>○屋内消火栓閉閉弁 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>○地中埋設配管の接合 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p> <p>●配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1] (第6編3.1.1)</p> <p>○メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1]</p> <p>○ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1]</p> <p>○医療ガス設備工事</p> <p>○一般事項 (第11編1.1.1 ~3) [第11編2.1.1] [第14編2.2.1] ~2.3.1)</p> <p>○機材 (第11編2.1.1 ~3)</p> <p>○施工 (第14編2.2.1) ~2.3.1)</p>	<p>○排水設備</p> <p>○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1] <第2編2.1.1></p> <p>○台所流し等の排水管</p> <p>○滴水試験継手</p> <p>○放流納付金等</p> <p>●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>●弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1]</p> <p>●保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○屋内消火栓種別 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>○屋内消火栓閉閉弁 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>○地中埋設配管の接合 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p> <p>●配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1] (第6編3.1.1)</p> <p>○メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1]</p> <p>○ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1]</p> <p>○医療ガス設備工事</p> <p>○一般事項 (第11編1.1.1 ~3) [第11編2.1.1] [第14編2.2.1] ~2.3.1)</p> <p>○機材 (第11編2.1.1 ~3)</p> <p>○施工 (第14編2.2.1) ~2.3.1)</p>	<p>●特殊ガス設備工事</p> <p>○一般事項 <第5編1.1.1 ~2></p> <p>○機材 <第5編2.1.1 ~2.4.3></p> <p>○施工 <第5編3.1.1 ~3.2.8></p> <p>○雨水利用設備</p> <p>○システム構成その他</p> <p>○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1]</p> <p>○弁類 (第5編1.5.1) [第5編1.1.1]</p> <p>○事前調査 (第7編1.2.1)</p> <p>○掘削 (第7編2.1.1) (第7編3.1.1)</p> <p>○試験 (第7編3.1.4)</p> <p>●撤去工事 [第1編4.1.1 ~4.2.4]</p> <p>●発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]</p>	<p>1) ガスの種別は、下記による。 ○窒素ガス (○高純度 ○一般) ●ヘリウムガス (○高純度 ○一般) ○水素ガス (○高純度 ○一般) ○酸素ガス (一般) ○アルゴンガス (○高純度 ○一般) ○炭酸ガス (一般) ○圧縮空気 (○高純度 ○一般) ○圧縮空気 (空気圧縮機)</p> <p>○現地表示式 (直読式) ○遠隔表示式 (パルス式)</p> <p>○図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。</p> <p>○既設井分布調査 ○地中熱交換井 ○法的規制調査 ○法的規制調査 ○地表探査 ○地質情報の収集、整理 (探査方法: 電気探査の比例抵抗法) ○代表弁による熱交換効率の把握 (測定方法: 直流型方式) (熱応答試験方法:) (解析方法: 標準曲線法) ○周辺環境調査 (騒音・振動測定)</p> <p>掘削工法は下記による。 ○パーカッション式 ○ロータリー式 ○ダウンザホールハンマ式 ○回転振動式 ○ロータリーパーカッション式</p> <p>地中熱交換器挿入完了後の水圧試験は下記による。</p> <p>●改修後に使用しない既設開口孔埋め・補修は本工事とし、タッチアップ等の仕上げも本工事とする。 ○アスベスト撤去処分は関係法令等に基づき適切に処理すること。 ● 図示による。</p> <p>発生材の処理は、下記による</p> <p>(1) 引渡しを要するもの</p> <p>1) 品 名 2) 引渡し先 3) 集積場所 4) 集積方法</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物</p> <p>1) 品 名 2) 処理方法</p> <p>(3) 現場において再利用するもの</p> <p>1) 品 名 2) 使用場所</p> <p>(4) 再生資源化するもの</p> <p>1) 品 名 2) 処理方法</p> <p>(5) その他の発生材</p> <p>1) 品 名 : 全発生材 2) 処理方法 : 関係法令に従い適切に処理</p>
		外 気		屋 内																																												
	一般系統		一般系統		電 気 室		動 物 室																																									
	温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度	温 度	湿 度																																								
夏 季	34.3℃	56.4%	26.0℃	成 行	25.0℃	成 行	21.0℃±2.0℃	40.0%以上																																								
冬 季	2.0℃	28.9%	22.0℃	成 行	25.0℃	成 行	21.0℃±2.0℃	40.0%以上																																								
<p>○換気設備</p> <p>○ダクト (第3編1.14.1 ~3) [第3編1.2.1] <第3編1.2.1 ~4></p> <p>○ダンパー (第3編1.15.6 ~14) [第3編1.3.1]</p> <p>○シールする排気ダクトの系統</p> <p>○チャンパー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]</p> <p>○保温 (第2編3.1.4) [第2編3.1.3]</p>	<p>○図示による。 ○低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) ○スパイラルダクト (○低圧 ○) ○高圧1ダクト (範囲は図示による。) ○厨房系統の排気用ダクトは、標準仕様書第3編2.2.2.2のダクトの板厚の項より1番手厚いものとする。(範囲は図示による。)</p> <p>空気調和設備の当該項目による。</p> <p>○厨房系統 ○浴室 (シャワー室、脱衣所を含む) ○D○用排気ダクト及び動物室排気ダクトはB+Cシールを追加で施すこと。</p> <p>空気調和設備の当該項目による。</p> <p>○外気取入れダクトの保温範囲は全てとする。 ○排気ダクトの保温範囲は外壁から1mとする。</p>	<p>○管の地中埋設深さ (第2編2.7.2) [第2編2.5.2]</p> <p>○建築物導入部</p> <p>○引込納付金等</p> <p>○給水装置</p> <p>埋設深さ (管の上端深さ) は原則として、 車両通行部分は (●600mm ○ mm) その他の部分は (●300mm ○ mm) 以上とする。</p> <p>○建築物導入部の変位吸収方法は、標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) による。 (○ (a) ○ (b) ○ (c)) ○別図による。</p> <p>○要 (○本工事 () ○別途) ○不要</p> <p>○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成26年2月28日厚生労働省令第15号) における基準適合部品を用いること。</p>	<p>○ガス設備</p> <p>○メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1]</p> <p>○ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1]</p> <p>○医療ガス設備工事</p> <p>○一般事項 (第11編1.1.1 ~3) [第11編2.1.1] [第14編2.2.1] ~2.3.1)</p> <p>○機材 (第11編2.1.1 ~3)</p> <p>○施工 (第14編2.2.1) ~2.3.1)</p>	<p>●配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1] (第6編3.1.1)</p> <p>○メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1]</p> <p>○ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1]</p> <p>○医療ガス設備工事</p> <p>○一般事項 (第11編1.1.1 ~3) [第11編2.1.1] [第14編2.2.1] ~2.3.1)</p> <p>○機材 (第11編2.1.1 ~3)</p> <p>○施工 (第14編2.2.1) ~2.3.1)</p>	<p>○撤去工事 [第1編4.1.1 ~4.2.4]</p> <p>●発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]</p> <p>発生材の処理は、下記による</p> <p>(1) 引渡しを要するもの</p> <p>1) 品 名 2) 引渡し先 3) 集積場所 4) 集積方法</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物</p> <p>1) 品 名 2) 処理方法</p> <p>(3) 現場において再利用するもの</p> <p>1) 品 名 2) 使用場所</p> <p>(4) 再生資源化するもの</p> <p>1) 品 名 2) 処理方法</p> <p>(5) その他の発生材</p> <p>1) 品 名 : 全発生材 2) 処理方法 : 関係法令に従い適切に処理</p>																																											

項目 名称	区分				備考	項目 名称	区分				備考	項目 名称	区分				備考					
	建築	電気	機械	別途			建築	電気	機械	別途			建築	電気	機械	別途						
コンクリート穴あけ		●	●		墨出し共	排煙防火ダンパー	リレー取付まで①				動力、照明用電源、接地引込					カウンター(ホワイエ)			○		穴あけ共	
"	梁、壁木製型枠入れ	○			墨出し、補修除く	煙感知器連動シャッター	リレー取付まで②				コンセント接地	ビット内、機械室内				湯沸器			○			
"	梁、壁スリーブ入れ(将来対応用含む)	○	○		ボイド等	煙感知器連動防炎垂れ壁	リレー取付まで③				インタホン配線	シャフト外				湯沸器					実験室、研究室	
"	床スラブ木製型枠入れ	○			墨出し、補修除く	上記①~③用煙感知器	リレーまでの配管配線共				"	シャフト内			(昇降機設備工事で施工)	吊り戸棚			○			
"	床スラubsリーブ入れ	○	○		ボイド等	道路側溝用排水	L型・U型と管布設				芝生、種子吹き付け					吊り戸棚					他	
壁等同上開口部補強	鉄筋切断時の補強	○				制御盤	制御盤以降の配管、配線共				法枠、モルタル吹き付け					サイン、案内板			○		図示のサインは建築工事	
天井改め口	改め口取付及び、開口部補強	○			ボード切込、墨出し共	同上接続(一次側)	制御盤主開閉器までの配管配線				コンタリート擁壁					ブラインド・カーテン						
開口補強を必要としないボード等の切開		○				屋内消火栓	消火ポンプ、制御盤				補裁					ブランター						
軽量鉄骨下地開口部補強	天井及び壁、ボード切開	○			照明器具、空調吹出口、給排気ガラリ等	屋内消火栓起動リレー					窓7&8ハ 鉢の穴開	ダクト等の貫通部				消火器						
鉄骨下地開口部	電気・機械設備関係開口部		○	○		同上表示灯及び起動装置					はと小屋(設備立上りユニット)の穴あけ					消火器ボックス			○		床置き型は除く	
壁・衛生陶器等の下地補強	露出形器具取付用(電気)	○				自動火災報知設備					金属ハ 鉢穴まわりシール	ダクト等の貫通部				書架、書庫、積層書架、集書架			○		積層書架のみ施設部(建築)	
床下改め口	改め口取付及び、開口部補強	○			墨出し共	連結送水口	産板等				ダクト撤去部の穴埋補修					展示パネル・展示ケース						
流し台	ステンレス製(排水金具含む)	○			水切り板・同穴あけ共	独立煙突					配管配線撤去部の穴埋補修	ビス穴共				テレビ						
"	排水管の接続			○		同上煙道	鋼板製				上記穴埋部の仕上					冷蔵庫						
"	陶器製			○		同上避雷設備					多目的トイレ手すり					ストーブ、除湿器						
洗面器等取付化粧板	ライニング含む	○				配管配線用ビット	蓋共				和便器の撤去及び補修	配管は除く				ウォータークーラー						
ルーフトレン		○				二重床の配管、配線用開口	フリーアクセスフロア等				洋便器の撤去及び補修					蛍光灯スタンド						
立どい	防露工事共	○			図示の範囲	コンクリートシャフト改め	口				流し台	研究室・実験室・会議室・セミナー室			○	配管接続含む					電話機	
雨水排水管	1FLから排水幹線までの配管			○	第1樹を含む	天井フック					"(陶器製手洗器)	講義室			○	配管接続含む				○	放送設備(非常放送)	
"	幹線の配管			○		機械室の防音遮音処理					"(ステンレス製)	給湯室			○	配管接続含む					テレビ共聴設備	
生活排水、実験排水管	建物から第1樹までの配管			○	第1樹を含む	特殊サイズ鏡					ドラフトチャンバー	本体			○						入室管理システム	
"	第1樹から排水幹線までの配管			○							"	排風機			○						ブックディティクションシステム	
"	幹線の配管			○							"	渡り配線・制御			○	実験室と機器との接続ケーブル					クリーンベンチ、安全キャビネット	
大型機械基礎		●				避雷設備					"	ダクト			○	室天井面から屋上突き出しまで					オートクレープ	
一般機器類の基礎	配管、アンカーボルト、仕上、防水共	●	○	○		保守管理用トラップ、はし					トレンチ、床下部、屋上	"	電源制御ケーブル		○	実験室と排風機との接続ケーブル、接続は学部工事					純水製造装置	
機械用アンカーボルト型枠入れ又はあと施工アンカー	ボイラ、冷凍機等機械設備関係機器			●	墨出し共	室内テレビ用吊金物下地					"	電源制御ケーブル用配管			○	実験室と排風機との接続ケーブル用配管					薬品棚	
"	自家発電機その他電気関係機器			●	墨出し共	防火区画貫通部処理・補修					モルタル充填	冷却水設備			○						舞台照明、音響、映像、機器設備	
屋外貯油槽	躯体	○				機器・配管取付後の壁、床などの補修					"	渡り配線・制御			○	実験室と機器との接続ケーブル					特殊室内装	
"	貯油槽埋戻し及び配管			○		同上補修後 仕上					"	配管			○						特殊室ベース照明	
共同溝	歩床コンクリート共			○		テレビアンテナ					H2設備	装置			○						クレーン	
建物・共同溝・接続トレンチ		○				ガラストラップ及びガラストラップ	コンクリート製(ふた共)				"	配管				○					ビタキヤーレール	
同上接続部止水板		○		○		"	ステンレス鋼板製(ふた共)				"	渡り配線、制御			○	実験室と機器との接続ケーブル					アスロック穴あけ	
防火用水槽		○		○		同上補修	区画貫通処理				モルタル充填	ヘリウム回収			○						同上補修	
防火用水池用給排水管				○		電動シャッター、自動扉の配管配線	二次側、操作盤、押しボタン取付共				"	配管			○						アスロック穴あけ	
各種槽類	コンクリート製	○				同上配線配管、接続	一次側				"	渡り配線、制御			○	実験室と機器との接続ケーブル					同上補修	
"	SUS、FRP製			○		エントバス・シャワー本体	裾付共				メイン主幹盤				○	電力検針、コネクタなし 電力検針あり					ペンチ	
各種槽類 基礎		○				同上用配線	一次側接続まで。SWの取付配線				実験室				○	電力検針、コネクタあり					スクリーンボックス	
換気扇取付	ダクトのあるもの			○	天井扇等	同上用配管	接続まで				OA盤				○	電力検針、コネクタあり					スクリーン	
"	壁、サッシ等への取付(材共)			●	取付板取付防水共	冷蔵・冷凍・恒温恒湿・シールド、防音・集音室	現場製作もの内装				共用盤				○						カーテンボックス	
同上用枠、取付板等	木製、アルミ製、鉄製	○			サッシ取付防水共	"	プレハブの内装				住宅用盤				○	電力検針、コネクタあり					カーテン	
外壁取付ガラリ	給排気用、ダクト接続フランジ共	○			昇降機設備本体	三方枠、同取付後の壁補修まで(トロ詰め)					実験室への接続ケーブル				○	実験室と機器との接続ケーブル					スライディングウォール	
内壁取付ガラリ		○			遮光ガラリ共	同上配線配管、接続	一次側				実験機器用ブレーカ	クリンルーム実験室			○						ローパーティション	
ガラリへの給排気ダクト接続				○		昇降機設備用機械室	天井フック、遮断装置用コンクリート共、防塵塗料、搬入用等開口、換気ガラリ共				机、椅子、ベッド				○						既存フック及び壁の穴あけ、補修	
煙感知器連動防火戸		○				同上換気扇取付	サーモスイッチ共				教壇、教卓、作業台、実験台、OA机、ラック				○						各種穴あけの鉄筋探査	
同上用煙感知器	リレー及びリレーまでの配管配線共			○		三方枠周囲の壁仕上げ					白板、黒板、掲示板	室内のもの			○	図示以外のもの					屋外(外構)の掘削後の仕上	
						各階出入口用開口	敷居取付用持出し共															
バリアフリー洗面器		○				ビット内防水																
便所廻り手すり				○	下地補強は建築																	
鏡		○																				

【特記】
1. ●は本工事区分とする。

独立行政法人 国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	担当



工事概要

1. 施設概要

施設名称 : 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立阿蘇青少年交流の家
敷地の場所 : 熊本県阿蘇市一の宮町宮地6029-1
施設用途 : 管理・研修・宿泊等施設
敷地面積 : 165,289平方メートル
施設の延べ床面積 : 食堂棟 891平方メートル
施設の規模 : 本館棟 鉄骨造 地上1階
用途地域及び地区の指定 : 阿蘇くじゅう国立公園 普通地域、確認地域

2. 工事内容

(1) 食堂棟 空気調和設備改修…一式



付近見取図 NS

配置図 S=1/750

…改修建物を示す

		工事名称 国立青少年教育振興機構 国立阿蘇青少年交流の家食堂棟機械設備改修工事			
		図面名称 付近見取図・配置図		縮尺 A3:N / S	年度 R3
				図面番号 M-01	

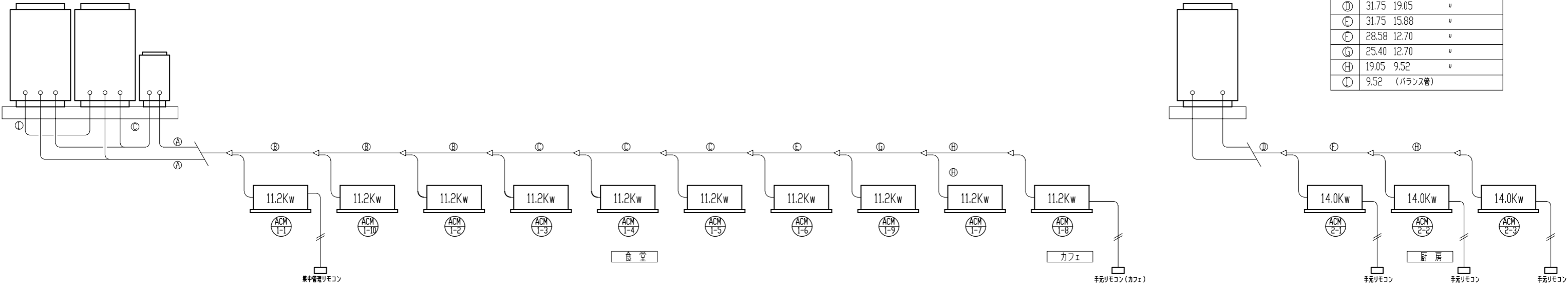
空調和設備 凡例

記号	名称	施工箇所	管 材 名
—R—	冷媒管	全て	冷媒用断熱被覆銅管 JCDA-0009
—D—	ドレン管	冷媒管共配管 屋内・屋外	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)
		屋内露出・天井内	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) JIS-K6741
		屋外露出	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) JIS-K6741

食堂棟機器表 (新設)

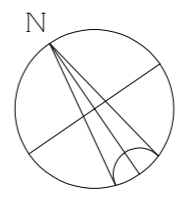
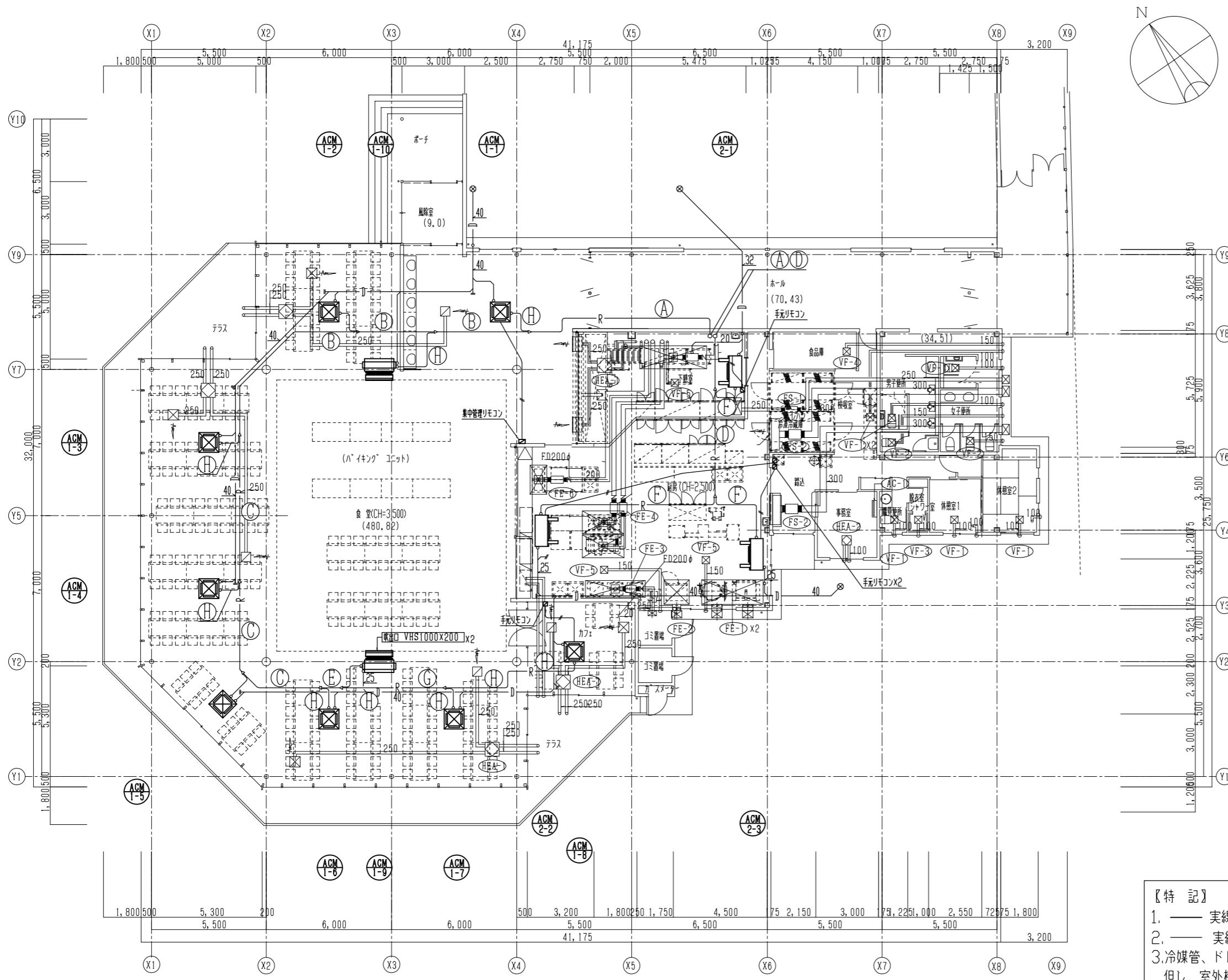
番号	名称	仕 様	電気容量		数 量	設 置 場 所	備 考
			電 源 (φ-V)	消費電力 (KW)			
ACM-1	ガスヒートポンプ式 エアコン	室外機 冷房能力:56.0Kw 暖房能力:67.0Kw 耐塩害仕様 寒冷地仕様 ガス消費量:1.65m3/h(参考値) 分岐管・防振架台・防雪フード 集中管理対応	3φ-200V		2	室外機:屋上	食堂系統
ACM-1-1	天井カセット形(4方向)	室内機 冷房能力:11.2Kw 暖房能力:13.2Kw パネル上下動タイプ・リモコンスイッチ(ACM-1-8のみ)	1φ-200V		1	食堂	
ACM-1-2							
ACM-1-3							
ACM-1-4							
ACM-1-5							
ACM-1-6							
ACM-1-7							
ACM-1-8							
ACM-1-9							
ACM-1-10							
	天井ビルトインカセット形	室内機 冷房能力:11.2Kw 暖房能力:13.2Kw 吹出口VHS 1000×200 吸込口はメーカー付属品			1		
	集中管理リモコン				1		
ACM-2	ガスヒートポンプ式 エアコン	室外機 冷房能力:45.0Kw 暖房能力:53.0Kw 耐塩害仕様 寒冷地仕様 ガス消費量:1.40m3/h(参考値) 分岐管・防振架台・防雪フード	3φ-200V		1	室外機:屋上	厨房系統
ACM-2-1	天井吊(厨房用)	室内機 冷房能力:14.0Kw 暖房能力:17.0Kw 自在吹出口×2個付・リモコンスイッチ	1φ-200V		1	厨房	
ACM-2-2							
ACM-2-3							

- ※ 空調機冷媒は新冷媒対応品とする。
- ※ 冷房能力及び暖房能力は標準条件(JIS B 8616)の定格能力を示す。
- ※ 電気容量等は参考値とする。
- ※ 防雪フードはメーカー標準品とする。
- ※ コンクリート基礎(既存再使用)
- ※ 防振架台はメーカー指定品とする。
- ※ 集中管理リモコンは食堂系統のみに設置、集中管理リモコンにて運転する。ON・OFF方式マルチコントローラー。厨房系統は、手元リモコン(ワイヤード)とする。
- ※ 本工事で必要な申請書類作成及び届出は本工事に含む。



食堂・厨房系統図 (S=N/S) 実線(太線)は新設を示す。実線(細線)は既設を示す。

工事名称	国立青少年教育振興機構 国立阿蘇青少年交流の家食堂棟機械設備改修工事	縮尺	A3:N / S	年度	R3	図面番号	M-02
図面名称	食堂棟機器表(新設・撤去)、食堂・厨房系統図						



冷媒管・操作線

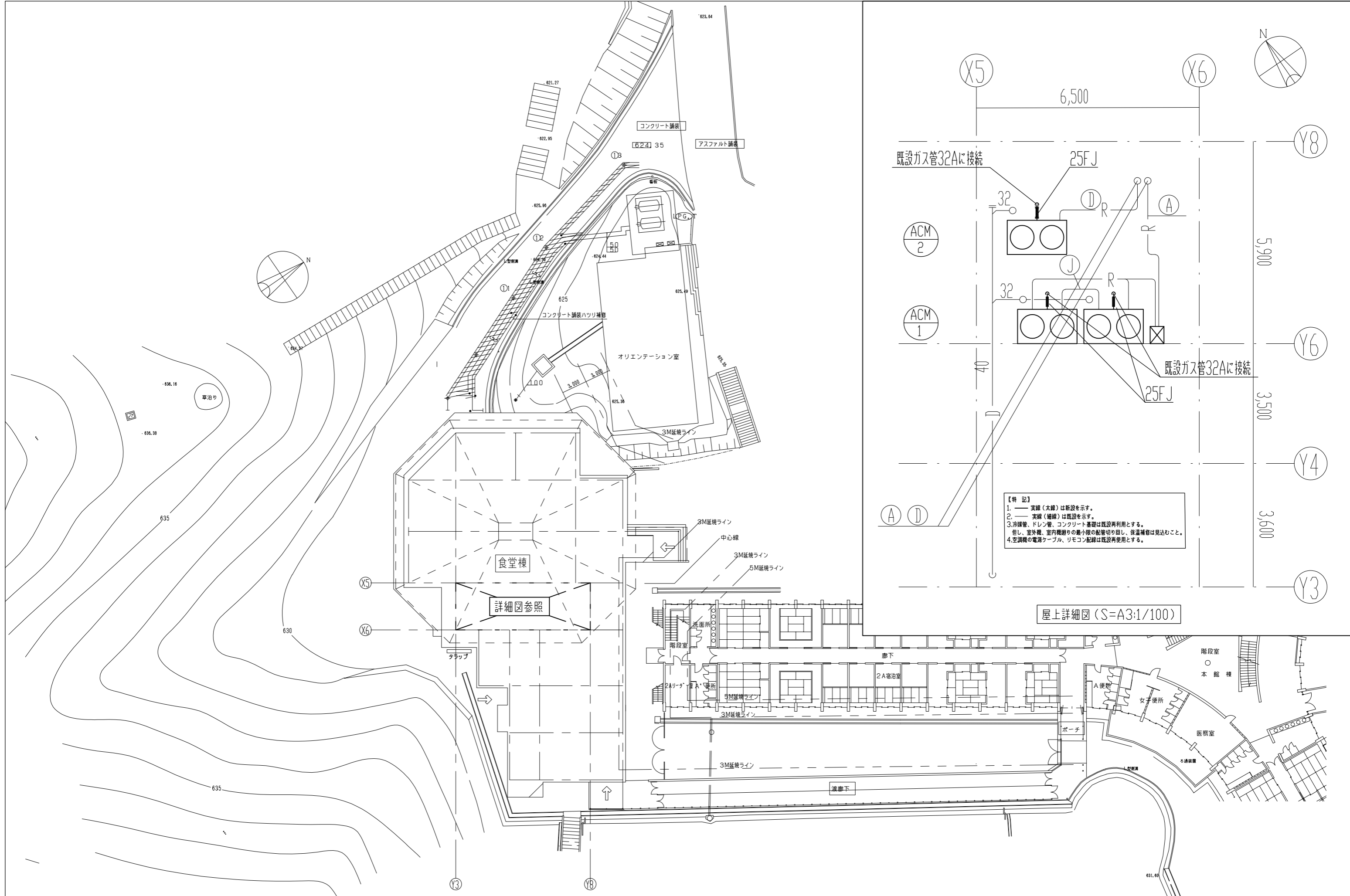
記号	ガス管	液管	
Ⓐ	50.80	25.40	EM-CEE1.25-2C
Ⓑ	44.44	22.20	〃
Ⓒ	38.10	19.05	〃
Ⓓ	31.75	19.05	〃
Ⓔ	31.75	15.88	〃
Ⓕ	28.58	12.70	〃
Ⓖ	25.40	12.70	〃
Ⓗ	19.05	9.52	〃
Ⓘ	9.52		(バランス管)

【特記】

1. 実線(太線)は新設を示す。
2. 実線(細線)は既設を示す。
3. 冷媒管、ドレン管は既設再利用とする。
但し、室外機、室内機廻りの最小限の配管切り回し、保温補修は見込むこと。
4. 必要な天井開口及び補修も本工事で行うこと。
5. 空調機の電源ケーブル、リモコン配線は既設再利用とする。

食堂棟1階平面図 S=1:200

工事名称	国立青少年教育振興機構 国立阿蘇青少年交流の家食堂棟機械設備改修工事	縮尺	A3:1/200	年度	R3	図面番号	M-03
図面名称	食堂棟1階平面図						



【特記】
 1. 実線(太線)は新設を示す。
 2. 実線(細線)は既設を示す。
 3. 冷媒管、ドレン管、コンクリート基礎は既設再利用とする。
 4. 空調機の電源ケーブル、リモコン配線は既設再利用とする。

屋上詳細図 (S=A3:1/100)

		工事名称 国立青少年教育振興機構 国立阿蘇青少年交流の家食堂棟空調設備改修工事			
		図面名称 食堂棟屋上平面図・詳細図		縮尺 A3:N/S	年度 R3
				図面番号 M-04	